田北加市公報

発 行 所

北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所

人

◇ 告 示 ページ
○ 道路の区域変更【建設局総務部管理課】
② 道路の供用開始【建設局総務部管理課】
③ 上下水道局
○ 北九州市上下水道局職員就業規則の一部を改正する規程【上下水道局総務経営部総務課】
○ 北九州市上下水道局事務専決規程の一部を改正する規程【上下水道局総務経営部総務課】
6

北九州市告示第4号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のと おり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成29年1月6日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更 前後 の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
3 3 8 5	貴船町 14号 線	前	北九州市小倉北区貴船町2 番25地先から 北九州市小倉北区貴船町2 番21地先まで	9.5	7.4
		後	北九州市小倉北区貴船町2 番23地先から 北九州市小倉北区貴船町2 番21地先まで	9.5	7.4

北九州市告示第5号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のと おり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成29年1月6日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
3 3 8 5	貴船町 1 4 号線	北九州市小倉北区貴船町2 番23地先から 北九州市小倉北区貴船町2 番21地先まで	平成29年1月6日

北九州市上下水道局管理規程第10号

北九州市上下水道局職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める

平成28年12月28日

北九州市上下水道局長 諌 山 修

北九州市上下水道局職員就業規則の一部を改正する規程

北九州市上下水道局職員就業規則(昭和39年北九州市水道局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第2号中「1親等」を「2親等以内」に改め、同項中第3号を 削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第19条の3第2項中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

第23条の2第2項中「連続する6月の」を「3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない」に改め、同条第3項中「4時間」の次に「(当該介護休暇と要介護者を異にする次条に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)」を加える。

第23条の8を第23条の9とし、第23条の7を第23条の8とし、第2 3条の6を第23条の7とする。

第23条の5第1項中「第23条の3」を「第23条の4」に改め、同条第 5項中「介護休暇」の次に「又は介護時間」を加え、同条を第23条の6とす る。

第23条の4を第23条の5とし、第23条の3を第23条の4とし、第2 3条の2の次に次の1条を加える。

(介護時間)

- 第23条の3 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該期間内に当該要介護者に係る前条第2項に定める必要と認められる期間又は日数がある場合には、当該期間又は日数を除く。)内において、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められるときに受けることができる。
- 2 介護時間の期間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる期間とする。
- 3 介護時間の単位は、30分とする。
- 4 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受

けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)前において、改正前の第 23条の2の規定により連続する6月の期間内において介護休暇を取得して いる職員であって、施行日に当該介護休暇の初日から起算して6月を経過し ていないものについては、施行日以後に残余の期間を、3回を超えず、かつ 、通算して6月を超えない期間内において必要と認められる期間取得するこ とができる。 北九州市上下水道局管理規程第11号

北九州市上下水道局事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める

平成28年12月28日

北九州市上下水道局長 諌 山 修

北九州市上下水道局事務専決規程の一部を改正する規程

北九州市上下水道局事務専決規程(昭和43年北九州市水道局管理規程第15号)の一部を次のように改正する。

別表第1の服務の休暇の付与の項備考の欄第3項中「介護休暇」の次に「又 は介護時間」を加える。

付 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。